

事業所名	社会福祉法人あさひ会 安宅・板津高齢者総合相談センター	
事業の種類	介護予防支援	介護保険事業所番号 1700300021
事業所の所在地	石川県小松市安宅町ル1番地8	
管理者	管理者	
連絡先	TEL 0761-41-6055 FAX 0761-24-8703	
運営方針	1 利用者がその居宅において、自身の選択に基づき、適切な保健医療・福祉サービスが、総合かつ効率的に提供され、自立した日常生活を営むことができるように配慮する。 2 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が偏することのないよう、公正中立に介護予防支援の提供を行う。 3 関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行うものとの綿密な連携に努める。	
サービス内容	1 介護予防サービス計画の作成及び実施状況の把握 2 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整 3 要支援認定等の申請に係る協力及び援助 4 指定居宅介護支援事業者等との連携	
営業日及び営業時間	営業日：月曜日～金曜日 (祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く) 営業時間：午前8時30分～午後5時30分	
通常の事業の実施地域	安宅小学校区(下牧町, 上牧町を含む)	
従業者の職種、員数	管理者：1名 担当職員：3名以上	
緊急時・事故発生時の対応方法	1 指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。 2 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。	

利用料	1 利用料 ※ただし、保険から全額給付されるため、自己負担はなし。 ①基本料(単位/月)	
	区分	利用料
	介護予防支援費 I	442
	②加算 ・初回加算：300単位 ・委託連携加算：300単位	
苦情受付の体制	1 当事業所における苦情の受付《TEL 0761-41-6055》 ① 苦情解決責任者：ケアハウスファミリー施設長 ② 苦情受付担当者：居宅介護支援事業所ファミリー所長 管理者 ③ 第三者委員：社会福祉法人あさひ会 評議員 2 当事業所以外の苦情申し立て窓口 ① 石川県福祉サービス運営適正化委員会 《TEL 076-234-2556》 ② 石川県国民健康保険団体連合会 《TEL 076-231-1110》 ③ 小松市長寿介護課 《TEL 0761-24-8149》	